

徳島県告示第四百八十一号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
板野郡上板町西分字滝ノ宮五の一、五の三、五の四、六
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅